

## 高根沢町英語検定料助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会（以下「英検協会」という。）が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会を拡大し、もって中学生の英語学習への意欲、関心を高め、英語力向上の一助とすることを目的として、予算の範囲内において高根沢町英語検定料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる生徒であって、英検3級以上の受験申込みをしたものの保護者（親権者、未成年後見人その他当該生徒を養育している者をいう。）とする。

- (1) 高根沢町立中学校に在籍する生徒
- (2) 町内に在住し、高根沢町立中学校以外の中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒
- (3) 前2号に準ずるものとして町長が特に認める生徒

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、英検協会が定める1回当たりの検定料の10分の10の額とする。

- 2 助成金の交付は、生徒1人当たり1年度につき1回までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条に規定する生徒に係る検定料について、他の制度による助成その他の経済的支援がなされているとき、又はなされる予定があるときは、当該生徒に係る助成金は、交付しない。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる受験の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、高根沢町英語検定料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、高根沢町教育委員会が実施する英検の団体受験（以下「団体受験」という。）以外の受験に係る検定料の助成金の交付を受けようとする場合は、当該検定料の支払を証する書類を添付しなければならない。

- (1) 団体受験 教育委員会が別に定める日
- (2) 団体受験以外の受験 当該受験の日が属する年度の末日

### (交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金を交付することを決定した場合にあっては高根沢町英語検定料助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定した場

合にあっては高根沢町英語検定料助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 町長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、団体受験に係る助成金にあっては英検協会に検定料を支払う方法により、団体受験以外の受験に係る助成金にあっては申請者の指定する口座に振り込む方法により、助成金を交付するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

高根沢町英語検定料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

高根沢町長 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

電 話

高根沢町英語検定料助成金の交付を受けたいので、高根沢町英語検定料助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請及び請求をします。

フリガナ			
生徒氏名			
学 校 名	中学校	学年・組	学年 組
受 験 級	級	受験区分	<input type="checkbox"/> 個人受験 <input type="checkbox"/> 団体受験（町教育委員会実施） <input type="checkbox"/> S-CBT 又は S-Interview
申請・請求額 （検定料）	円		
この検定料について、他の制度による助成を受けている、又は受ける予定がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

助成金の振込先（団体受験の場合は記入不要）

金融機関名		支 店 名	
種 別	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考 振込先の欄は、申請者本人名義の口座を記入してください。

【関係書類】 検定料の支払を証する書類の写し（団体受験の場合は添付不要）

様式第2号（第5条関係）

高根沢町指令高学教第 号  
年 月 日

様

高根沢町長

高根沢町英語検定料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高根沢町英語検定料助成金については、高根沢町英語検定料助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金の交付を決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

※高根沢町教育委員会が実施する英検の団体受験に係る検定料（交付決定額）は、町長が公益財団法人日本英語検定協会に直接支払います。

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

高根沢町長

高根沢町英語検定料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高根沢町英語検定料助成金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、高根沢町英語検定料助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由